

山梨県指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

1 （趣旨）

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第54条第2項の規定による医療機関のうち精神通院医療を担当する医療機関を知事が指定することについて、法、法施行令、法施行規則及び山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「細則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、指定事務の円滑な運営を図るために定めるものとする。

なお、本要領において「自立支援医療」は、自立支援医療のうち精神通院医療を、「指定自立支援医療機関」は、精神通院医療を担当する指定自立支援医療機関を指すものとする。

2 （指定等）

(1) 指定の審査、決定は原則として知事が行う。但し、指定の取消し及び指定の条件を満たしているか判断ができない場合については、山梨県精神保健福祉審議会の意見を聴いて指定等を行うものとする。

(2) 指定年月日は、原則として指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

3 （指定の更新）

(1) 指定を受けた医療機関は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。ただし、一定の要件を満たす医療機関（法施行規則第59条）についてのみ、特段の申し出がなければ更新の申請があったものとみなす。

(2) 一定の要件を満たす医療機関（法施行規則第59条）とは、保険医（健康保険法第64条に規定する保険医をいう。）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（健康保険法第64条に規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であって、指定を受けた日から引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日から引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

4 (審査基準)

指定に当たっては、次の基準に従って審査するものとする。

(1) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。

(2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。

(3) 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。

ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、アのみを満たしていればよいこととする。

ア 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。

イ 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して3年以上あること。

また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

(4) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

(5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規

定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護が行える事業所であること。
また、そのために、必要な職員を配置していること。

5 （指定事務等手続）

(1) 法施行規則第57条第1項の規定による病院又は診療所の指定自立支援医療機関に係る申請は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- ① 細則第3条で定める指定自立支援医療機関指定申請書（第9号様式）
- ② 主として担当する医師の経歴書（別紙）
- ③ 医師免許証の写し
- ④ 健康保険法による保険医療機関指定通知書の写し
- ⑤ その他必要と認める書類

(2) 法施行規則第57条第2項の規定による薬局の指定自立支援医療機関に係る申請は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- ① 細則第3条で定める指定自立支援医療機関指定申請書（第11号様式）
- ② 薬剤師の経歴書（別紙1）
- ③ 処方せんを受付けている医療機関名（別紙2）
- ④ 薬剤師免許証の写し
- ⑤ 健康保険法による保険医療機関指定通知書の写し
- ⑥ その他必要と認める書類

(3) 法施行規則第57条第3項の規定による指定訪問看護事業者等の指定自立支援医療機関に係る申請は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- ① 細則第3条で定める指定自立支援医療機関指定申請書（第13号様式）
- ② 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保健法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保健法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数（別紙）
- ③ 職員の勤務体制及び勤務形態に関する一覧表（任意様式）
(職種、常勤・非常勤の別、非常勤の勤務条件が明確となる一覧表であること。)

- ④ 自立支援医療の対象となる訪問看護の実施状況（任意様式）
（訪問看護の具体的内容及び実施対象者数、実施回数等を明記すること。）
 - ⑤ 訪問看護ステーションの運営規定等の写し
（訪問看護ステーションの運営内容が具体的に記載されているもの。）
 - ⑥ 指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者の指定に係る指令書の写し
 - ⑦ 施設の平面図
 - ⑧ 管理者の経歴書（任意様式）
 - ⑨ その他必要と認める書類
- (4) 法施行規則第62条の規定による指定自立支援医療機関（病院・診療所・薬局）の変更に係る届出は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
- ① 細則第2条で定める指定医療機関変更届出書（第2号様式）
 - ② その他必要と認める書類
- (5) 法施行規則第62条の規定による指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更に係る届出は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
- ① 細則第2条で定める指定医療機関変更届出書（第4号様式）
 - ② その他必要と認める書類
- (6) 法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（病院・診療所）の更新に係る届出は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
- ① 法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関指定（更新）届出書（第17号様式）
 - ② その他必要と認める書類
- (7) 法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（薬局）の更新に係る届出は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
- ① 法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関指定（更新）届出書（第19号様式）
 - ② その他必要と認める書類
- (8) 法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（訪問看護）の更新に係る届出は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。
- ① 法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関指定（更新）届出書（第21号様式）

② その他必要と認める書類

(9) 法施行規則第63条による指定自立支援医療機関に係る届出は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

① 法施行規則第63条の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）に係る届出書（第14号様式）

② その他必要と認める書類

(10) 法施行規則第64条による指定自立支援医療機関の辞退に係る届出は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

① 法第65条の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）に係る辞退申出書（第15号様式）

② その他必要と認める書類

附 則

この要領は、平成23年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の山梨県指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領の規定に基づいて提出された書類とみなす。

第9号様式（第3条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

〒

住所

開設者

氏名又は名称

印

TEL

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（病院・診療所）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請します。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

保険医療機関	名 称			
	所 在 地	〒	TEL	
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
	生 年 月 日		職 名	
標ぼうしている診療科目				
主として担当する医師の経歴		別紙		

※標ぼうしている診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目のみで差し支えないこととする。

※健康保険法による保険医療機関指定通知書の写しを添付すること。

(記入要領)

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 (別紙1) 経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること(主として担当する医師が複数ある場合には、そのうちいずれか1名について記載)。
 - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - (2) 病院、診療所等医師が勤務した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。
(例えば、〇〇医科大学精神科教室又は〇〇病院精神科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。)
 - (3) 勤務先における身分(例えば、医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。
 - (4) 非常勤職員については、申請時点における直近1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。
 - (5) 2以上の施設に兼務する等の場合であっては、申請の対象となる施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。
(例えば、〇〇医科大学精神科週4日(延〇時間勤務)等)

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く)に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙)

経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名		印	生年月日	
現 住 所						
関係学会 加入状況						
年月日	任免事項	師事した指導者の氏名、学位論文名又は学会に提出した論文名				

年 月 日

山梨県知事 殿

〒
 住所
 開設者 氏名又は名称 印
 TEL

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書（薬局）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請します。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

保 険 薬 局	名 称			
	所 在 地	〒	TEL	
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
	生 年 月 日		職 名	
薬 剤 師 の 氏 名			経 歴	別紙1

※健康保険法による保険医療機関指定通知書と薬剤師免許証の写しを添付すること。

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く)に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名	印	生年月日	
現 住 所					
最 終 学 歴					
主たる職歴					

(別紙2)

処方せんを受け付けている医療機関名

医療機関名	医療機関名	医療機関名

(備考) 1 処方せんを受け付けている主な医療機関名を2箇所以上記載すること。

第13号様式（第3条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

指定居宅サービス事業者
 指定訪問看護事業者
 指定介護予防サービス事業者

〒

所在地

名称

印

代表者

TEL

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定申請書
 （指定訪問看護事業者等）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定されたく申請します。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者	名称		
	主たる事業所の所在地		
	代表者	住所	
		氏名	
		生年月日	
職名			
指定訪問看護ステーション等	名称		
	所在地	〒 TEL	
	職員の定数	別紙	

※指定訪問看護事業者、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス事業所の指定に係る指令書の写しを添付すること。

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第7号を除く)に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律(児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

備考 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること

山梨県知事 殿

〒
住所
開設者 氏名又は名称 印
TEL

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（精神通院医療）の指定医療機関変更届出書（病院・診療所・薬局）

このことについて、次のとおり変更が生じたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定により届け出ます。

変更年月日	平成 年 月 日	医療機関名	
変更内容	<input type="checkbox"/> 病院、診療所又は薬局の名称及び所在地		
	<input type="checkbox"/> 開設者の住所、氏名又は名称、生年月日及び職名		
	<input type="checkbox"/> 保険医療機関又は保険薬局である旨		
	<input type="checkbox"/> 標ぼうしている診療科名（担当しようとする自立支援医療の種類に関係があるものに限る。）		
	<input type="checkbox"/> 指定自立支援医療を主として担当する医師の氏名及び経歴		
	<input type="checkbox"/> その他		
変更前			
変更後			

- 1 「変更内容」欄は、該当する箇所の（ ）内に○印を記入すること。
- 2 「変更前」及び「変更後」欄は、「変更内容」欄に○印を記入した内容について記載すること。
- 3 変更に伴う関係資料を添付すること。なお、直近の指定の申請（変更届出含む）時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

(記入要領)

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること（主として担当 する医師が複数ある場合には、そのうちいずれか1名について記載）。
 - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - (2) 病院、診療所等医師が勤務した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。
(例えば、〇〇医科大学精神科教室又は〇〇病院精神科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。)
 - (3) 勤務先における身分（例えば、医長、医員、講師、助手等）を明確に記載すること。
 - (4) 非常勤職員については、申請時点における直近1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。
 - (5) 2以上の施設に兼務する等の場合であっては、申請の対象となる施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。
(例えば、〇〇医科大学精神科週4日（延〇時間勤務）等)

第4号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

指定居宅サービス事業者
 指定訪問看護事業者
 指定介護予防サービス事業者

〒

所在地

名称

印

代表者氏名

TEL

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療（精神通院医療）の指定医療機関変更届出書（指定訪問看護事業者等）

このことについて、次のとおり変更が生じたので、同法第64条の規定により届け出ます。

変更年月日	平成 年 月 日	医療機関名	
変更内容	（ ） 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地		
	（ ） 代表者の住所、氏名、生年月日及び職名		
	（ ） 訪問看護ステーション等の名称及び所在地		
	（ ） 指定訪問看護事業者等である旨		
	（ ） 訪問看護ステーション等において指定訪問看護、訪問看護に係る指定居宅サービス又は指定介護予防サービス事業者に従事する職員の定数		
	（ ） その他		
変更前			
変更後			

- 1 「変更内容」欄は、該当する箇所の（ ）内に○印を記入すること。
- 2 「変更前」及び「変更後」欄は、「変更内容」欄に○印を記入した内容について記載すること。
- 3 変更に伴う関係資料を添付すること。なお、直近の指定の申請（変更届出含む）時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。

第17号様式

年 月 日

山梨県知事 殿

〒

住所

開設者

氏名又は名称

印

TEL

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（病院・診療所）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請します。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

保険医療機関	名 称			
	所 在 地	〒		
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
	生 年 月 日		職 名	
標ぼうしている診療科目				
主として担当する医師 医 師 の 氏 名				

※標ぼうしている診療科目が多数ある医療機関については、精神通院医療に主に関係する診療科目のみで差し支えないこととする。

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第 11 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第 12 号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第 4 号から第 11 号までのいずれかに該当する。

10 第 13 号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第 4 号から第 11 号までのいずれかに該当する。

年 月 日

山梨県知事 殿

〒
住所
開設者 氏名又は名称 印
TEL

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書（薬局）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請します。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

保 険 薬 局	名 称			
	所 在 地	〒	TEL	
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
	生 年 月 日		職 名	
薬 剤 師 の 氏 名				

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

年 月 日

山梨県知事 殿

指定居宅サービス事業者
 指定訪問看護事業者
 指定介護予防サービス事業者

〒

所在地

名称 印

代表者氏名

TEL

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書
 （指定訪問看護事業者等）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 6 0 条第 1 項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請します。

また、同法第 5 9 条第 3 項で準用する同法第 3 6 条第 3 項（第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

指定居宅サービス事業者 指定訪問看護事業者 指定介護予防サービス事業者	名称		
	主たる事業所の所在地		
	代表者	住所	
		氏名	
		生年月日	
	職名		
指定訪問看護ステーション等	名称		
	所在地	〒 TEL	
	職員の定数の変更の有無	有 ・ 無	

※ 「職員の定数の変更の有無」において、直近の指定の申請（変更届出含む）から変更があった場合は、別紙を添付すること。

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。

(別紙)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定
老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4
項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス
（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限
る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

備考 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること

第14号様式

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住所

医療機関

の開設者

氏名

(印)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）に係る届出書

このことについて、法施行規則第63条の規定により、次のとおり申し出ます。

1、届出の内容

2、届出の原因が生じた日

※ 届出の原因となった事項について、届出の具体的な内容、当該届出の原因が生じた日付を記載すること。

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住所
医療機関
の開設者
氏名 (印)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第65条の規定
による指定自立支援医療機関（精神通院医療）に係る辞退申出書

このことについて、法第65条、同法施行令第40条、法施行規則第64条の規定により、
次のとおり申し出ます。

指定医療機関 の名称	所在地	担当する 医療の種類	主として担当する 医師の氏名	辞退年月日